

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療広域連合

所在/〒263-0016
千葉県稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集/総務課

電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085

URL
<https://www.kouiki-chiba.jp/>

ちば広域連合だより

第36号

千葉県人口**6,272,245**人(令和6年1月1日現在) 被保険者数**956,167**人(令和6年1月31日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

令和6・7年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011・資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、2年に1度、見直しを行います。

この度、令和6・7年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

所得の低い方には、保険料の軽減措置があります。保険料の軽減措置及び計算例については2・3ページに掲載しています。

新しい保険料率による保険料は7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。

令和6・7年度

年間保険料額

(100円未満切捨て)

上限 令和6年度:73万円※1
令和7年度:80万円

令和4・5年度
上限 66万円

均等割額

43,800円
(400円増)

令和4・5年度
43,400円

所得割額

賦課の
もととなる
所得金額※2

所得割率
9.11%※3
(0.72ポイント増)

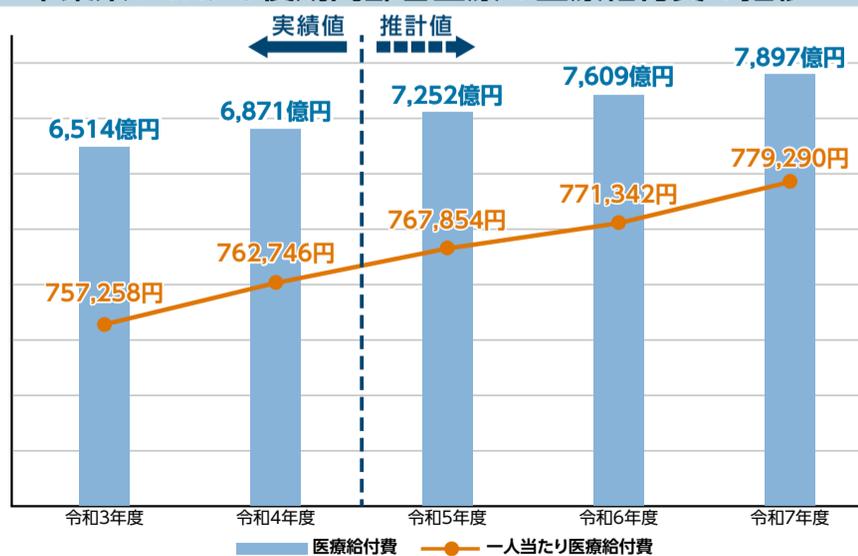
令和4・5年度
所得割率 8.39%

- ※1 年間保険料額の上限の引き上げは、国により見直しが行われたものです。令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方は、令和6年度の上限が80万円となります。
- ※2 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額4.3万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。
- ※3 賦課のもととなる所得金額※2が58万円(年金収入211万円相当)以下の方は、令和6年度の所得割率が8.45%となります。

保険料率の主な改定要因

保険料率は、2年間の医療給付費(医療費総額から医療機関等の窓口で支払った自己負担額を除いた費用)等に応じて定めることになっています。国の制度改正や、一人当たり医療給付費の増加が見込まれることが、保険料率上昇の要因となりました。

千葉県における後期高齢者医療の医療給付費の推移



主な国の制度改正

- ① 出産育児支援金の導入**
後期高齢者医療制度が、出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入されました。
- ② 後期高齢者負担率※の見直し**
現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合が見直されました。

※後期高齢者負担率とは
医療給付費のうち、被保険者のみなさまが負担する保険料でまかなう割合です(全国一律)。国の制度改正による後期高齢者負担率の見直しや、被保険者数の増加と現役世代人口の減少により、令和6・7年度は12.67%(前回は11.72%)となりました。

令和6・7年度の保険料率に関するご質問等は、**千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター(0570-080280)**にお問い合わせください。

※通話料がかかります。※当コールセンターは令和6年3月29日をもちまして終了となります。